

石川県都市公園指定管理者仕様書

(栗津公園)

石川県土木部

令和4年8月

# 栗津公園指定管理者仕様書

本仕様書は栗津公園(以下「公園」という。)の指定管理の業務内容及び管理基準等について定めることを目的とする。

## 1 公園概要 (1)公園概要

公園名	栗津公園		公園種別	総合公園
所在地	小松市符津町		開設面積	8.3ヘクタール
当初開設日	昭和59年4月1日		最終開設日	平成25年3月29日
公園の特徴等	<p>本公園は、加賀温泉郷に近いJR栗津駅西側の文教地区に位置しています。金沢営林署栗津種苗事務所の跡地を地域の人たちに利用してもらうため、総合的な公園として整備されたものです。緑豊かな樹林地の中に野球場、テニスコート、多目的グラウンドなどがあります。</p> <p>本公園の特徴的な施設として「屋根つき広場」があります。この施設は、屋上にスロープを持った体育施設で、悪天候でもグラウンドゴルフやテニスなどを楽しむことができますほか、屋上スロープでは、そり遊びをすることができます。</p> <p>このほか、公園の中には子どもの交流施設があり、ここでは四季を通じていろいろな手作り教室や多彩な行事が行われています。</p> <p>このように本公園は、子供から大人まで、いろいろなスポーツや遊びを楽しむことができます。</p>			
主な管理施設	休憩所、テニスコート、屋根つき広場、野球場、多目的グラウンド、園路、駐車場			
管理区域	別図のとおり		開園時間	通年
指定管理者以外の者が管理する公園施設	いしかわ子ども交流センター小松館、なかよし鉄道、児童遊園の遊具			
公園利用者数	令和元年度	57,346人	※いずれも自主事業参加者、公園施設利用者の合計。日常的利用者は含まない。	
	令和2年度	34,406人		
	令和3年度	34,952人		

(2) 有料施設

有料施設の名称	施設概要	施設利用者数	利用日	条例規定 (R1. 10~) (指定管理者利用料金)		利用時間
テニスコート	(砂入り人工芝) ハードコート 5 面	R1 8,122 人 R2 6,622 人 R3 4,669 人	1 月 4 日 から 12 月 28 日 まで	個人 18 歳以上	320 円 (200 円)	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで
				個人 18 歳未満	160 円 (100 円)	
				専用	1,600 円 (600 円)	
一面	540 円 (500 円)					
全面	2,200 円 (2,000 円)					
テニスコート	1,600 円 (1,000 円)					
屋根つき広場	(砂入り人工芝) テニスコート 1 面 壁打ちコート 1 面 その他 1 面	R1 9,977 人 R2 9,600 人 R3 9,390 人	一回	100 円 (100 円)		
温水シャワー		R1 16 人 R2 10 人 R3 8 人				

(3) 有料施設の利用料金と収入の実績

有料施設	条例規定 (R1. 10~) (指定管理者利用料金)		R 元		R2		R3	
			利用数	収入額	利用数	収入額	利用者	収入額
テニスコート	個人 18 歳以上	320 円 (200 円)	549 人	109,80 円	558 人	111,600 円	276 人	55,200 円
	個人 18 歳未満	160 円 (100 円)	714 人	71,400 円	393 人	39,300 円	189 人	18,900 円
	専用	1,600 円 (600 円)	6,859 人	1,714,400 円	5,671 人	1,450,300 円	4,204 人	1,289,700 円
屋根つき広場	一面	540 円 (500 円)	9,977 人	2,340,800 円	9,600 人	2,492,000 円	9,390 人	2,772,600 円
	全面	2,200 円 (2,000 円)						
	テニスコート	1,600 円 (1,000 円)						

#### (4) その他公園施設の概要

- ・管理事務所：木造平屋建て A=148 m<sup>2</sup>  
指定管理者は、本建物を公園管理や利用者へのサービス拠点及び利用者への情報発信地として適正に運営する。
- ・園路 1,376m
- ・簡易野球場 1面
- ・多目的グラウンド 1面
- ・駐車場 5,240 m<sup>2</sup> (178台収容)
- ・児童園 1式
- ・休憩所 1棟
- ・その他、管理施設、休養施設等 1式

#### (5) 管理料

10,390千円 (単年度)

## 2 管理の方針

### (1) 基本方針

管理にあたっては、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを公園利用者に提供するとともに、管理経費の節減に努めること。

また、公園は県民のレクリエーション活動や散策など憩いの場所として親しまれているため、様々な利用者や近隣住民の声を大切にしながら、公園ごとの特性に合わせた管理運営を行うこと。

### (2) 維持管理方針

①園地や植栽管理(植込地、芝生、樹木、草地、花壇等)については、利用者の快適性や安全性の向上を考慮するとともに、各植栽の特性を把握し適正に生育するよう必要な管理を行う。

②施設や設備については、各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、公園利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行うものとする。

### (3) 運営方針

県民の多様なニーズに応えるため、常に公園利用者の声を聴取し、運営に反映させるものとする。

公園利用の活性化を図るため、積極的に利活用推進のための取組を実施するとともに、運営において、県民参加の実現と諸活動の育成・支援に努めるものとする。

### (4) 管理体制の確立

公園を適正に管理するため、業務の内容に応じて必要な職員、専門技術者、作業員等を適宜配置すること。

## 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

なお、業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者又は管理事務所長を配置し、執行にあたること。

### (1) 都市公園を利用する者に対する利便の提供に関する業務

- ①公園施設の使用受付、案内又は規制誘導に関すること
- ②来園者や各種問い合わせ等に対する情報提供

- ③迷子、落とし物の連絡、保管等
- ④物品、備品等の貸し出し
- ⑤その他、利用者に対するサービス提供

(2) 都市公園の利用の促進に関する業務

① 自主事業の実施

公園の利用促進を図るため、指定管理者主催の各種事業を企画し、実施することができる。なお、自主事業は公園の設置目的に合致し、業務を妨げない範囲において、自己の責任により実施すること。

また、自主事業の実施にあたっては、事業計画書等により事前に県の承認を受けること。

- ② 周辺地域、関係機関との連携・協働の推進
- ③ 公園利用の普及、啓発又はPR活動
- ④ 利用者アンケートの実施及びアンケート結果の管理への反映

(3) 公園施設の使用料の徴収に関すること

① 有料施設の使用の許可等に関する業務

② 都市公園条例第10条の4及び第10条の5で規定する基準額に基づく有料施設の使用料の設定

③ 利用予約受付及び予約状況管理

④ 使用料の徴収(有料施設の使用料は指定管理者の収入とします。)

⑤ 使用料金については、これまで一定の基準で減免しているものについては、徴収しないこと。

(4) 都市公園の施設、設備、備品及び植栽の維持管理及び修繕に関する業務

公園の施設、設備、備品及び植栽は、適正な利用に供するよう常に日常的な保守点検を行い、正常な保持育成に努めるものとする。

業務の内容及び標準仕様等は、別紙1を参考に管理にあたるものとする。

ただし、これに記載のない事項については、別途県と協議する。

(5) その他、栗津公園の管理に関し、知事が必要と認める業務

① 簡易野球場、多目的広場、屋根付き広場(人工芝)、テニスコートの利用予約受付業務に係る、石川県施設利用予約システムの運営

② 占用、行為許可等にともなう現地における連絡調整

③ 緊急時体制の確立。気象警報、注意報に対応した「気象災害対応マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を作成し、管理すること。

④ 上記業務に伴う管理簿の作成

⑤ いしかわ子ども交流センター小松館(指定管理者以外の者が管理する公園施設)との管理及び利用調整

⑥ 公園に関する要望及び苦情に対しては、誠意を持って対応するとともに、速やかに内容を県に報告すること。

#### 4 指定管理者の業務から除く範囲

第三者が管理する公園施設の管理許可施設、設置許可施設、又は占用物件がある場合については、その管理は指定管理者の業務から除くものとする。

#### 5 備品管理

(1) 指定管理者に貸与する備品は別紙2のとおりとする。その管理にあたっては、常に整理整頓し、適切な維持管理にあたること。

(2) 指定管理者は、備品等の管理を行うための台帳を整備し、必要な事項を記載

しなければならない。

(3)公園外への備品の貸し出しは禁止する。ただし、県の承認を得た場合はこの限りでない。

## 6 業務の引継

(1)指定期間の終了後又は取消しにより石川県又は次の指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、公園の管理に支障が生じないように十分な配慮を行うこと。

(2)新たに指定管理者となる団体については、令和5年4月1日から円滑に業務が行われるよう、業務引き継ぎを行い、事前に職員に対する研修を実施するなど、運営管理に混乱を招かないよう最大限配慮すること。

## 7 事業計画書の作成と提出

指定管理者は、毎年度別途県が指示する期日までに、次に掲げる内容を記載した事業計画書を県に提出すること。

- ①管理運営体制
- ②公園における事業計画
- ③公園における公園施設、緑地等年間管理計画
- ④公園管理業務に係る当該年度の収支予算案
- ⑤施設の利活用等に関する数値目標
- ⑥その他知事が必要と認める事項

## 8 事業報告等の作成と提出

(1)指定管理者は会計年度終了後、都市公園の管理の業務に関し事業報告書を作成し、別途指定する期日までに県に提出すること。

(2)事業報告書の内容は次のとおりとする。

- ①管理運営体制
- ②実施した事業内容、時期及び成果
- ③利用実績及び分析
- ④管理運営に要した経費の総額及び内訳
- ⑤その他、管理運営に関し石川県が必要と認める事項

(3)指定管理者は、毎月終了後5日以内に次の事項に関し県に報告すること。

- ①各月の利用状況、利用者数
- ②利用者の苦情処理数、内容及び要望等
- ③小修繕、応急処置等の実施状況

(4)指定管理者は、管理運営及び経理状況並びに植物、施設の管理記録簿等を常に記録・整理すること。

(5)石川県は、指定管理者に対してその管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し又は必要な指示をすることができる。

## 9 指定の取消し等

(1)石川県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続できないと認めるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により当該指定管理者として相応

しくないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(2)上記により指定の取り消し等を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

## 10 個人情報保護義務

指定管理者が、都市公園の管理上知り得た個人情報の取り扱いについては、石川県個人情報保護条例に基づき適正に管理すること。

## 11 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、石川県と指定管理者が協議して定めるものとする。

## 12 留意事項

(1)県は必要があれば指定管理者の管理状況の調査を行い、指導又は管理方法の是正を指示することができるものとする。

(2)県からの要請への協力

①石川県から、公園の管理並びに公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

②その他、石川県が実施又は要請する事業への支援、協力又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

(3)指定管理者が施設のホームページを独自に作成（新規開設）及び変更する場合は、掲載内容について事前に県の確認をとること。また、作成したホームページに管理者名を必ず明記しておくこと。

(4)公園の管理の全般にあたって、必要な関係機関と十分な連絡調整を図ること。

(別紙1)

## 公園の施設、設備及び緑地等の維持管理基準

## ■栗津公園

業務区分	対象施設、項目等	業務内容	標準仕様	業務の目安	備考
清掃	幹線園路(AS):377m 園路(AS):1,000m 多目的広場:8,800㎡ サブグラウンド:7,150㎡ グラウンドゴルフ:1,800㎡ 駐車場:5,240㎡ テニスコート:3,580㎡ 野球場:10,900㎡	落ち葉、ゴミ等の清掃		適宜	台風や強風が予想される日の前後は巡視、点検を入念に実施
	排水施設	排水樹 側溝、用水清掃		年2回	
	便所:1棟	床、便器、洗面台、手洗場等の洗浄清掃及び消耗品補充		1回/日	
		壁面、窓ガラス、天井、外壁等の清掃		適宜	
	管理事務所兼休憩所:148㎡ 屋根つき広場:3,110㎡(建築面積)	床面、内外壁、建具等、建物全体の清掃		床、建具類は毎日 その他は汚れ具合により適宜	
公園施設維持管理	園路	舗装面、縁石等の破損箇所、遊歩道の路面状況等点検	利用に支障がある場合は小修繕	適宜	
	駐車場	舗装面のクラックや陥没、駐車ラインの等の状況を点検			
	排水施設	排水樹、側溝等の破損箇所点検	機能に支障をきたす場合は小修繕		
	屋根つき広場	屋内コート、屋根スロープ、建物本体の破損状況等点検			
	ベンチ:42基	利用に際しての不具合点検	利用に支障がある場合は小修繕		
	休憩所:1棟 パーゴラ:1基	利用に際しての不具合点検			
	便所:1棟	器具の破損、動作不良等の不具合点検			
	飲用水栓(2箇所)	器具の破損、漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調整等		
運動施設等維持管理	野球場 A=10,900㎡	バックネットの破損状況、クレイ面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検	利用に支障がある場合は小修繕、除草、舗装材補充等の実施	適宜 (全面的な不陸整正は年1回、除草は年3回)	
	多目的広場(グラウンド) A=8,800㎡	芝生面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検			
	サブグラウンド A=7,150㎡	芝生面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検			
	グラウンドゴルフ A=1,800㎡	芝生面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検			
	テニスコート (ハードコート5面 A=3,580㎡)	外周ネットの破損状況、舗装面の摩耗、クラックの状況等点検	適宜		
	屋根つき広場(テニスコート1面、壁打ちコート1面、その他1面) A=2,197㎡				

設備等維持管理	し尿浄化槽維持管理定期点検	1箇所	維持管理、清掃定期点検	年1回		
	園路灯(14基)	器具の破損、球切れ等の不具合点検	電球交換			
	散水栓	漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調整等	適宜		
	案内板、標識等(50基)	汚れや破損、剥離、表示内容の消え等点検	利用に支障がある場合は小修繕			
植栽等維持管理	施肥	中高木 低木 生垣	N=28本(中高木) N=2,822本(低木) L=466m(生垣)	年1回		
	樹木剪定	中高木 低木 生垣	N=116本(中高木) N=2,999本(低木) L=466m(生垣)	年1回	枝の伸長や花芽の分化等を考慮し、適切な時期に実施	
	病虫害防除	巡回目視、点検	原則捕殺による駆除。農薬の使用は、やむを得ない場合に限る。(薬剤散布時は告知等の対応)	適宜		
	雪吊り	低木	N=2,655本(低木)	降雪前に設置 3月中に撤去	降雪状況に応じて適宜点検、補修	
	芝生管理	目土		A=225a	年1回	
		刈り込み、清掃		ロータリーモア、フライモア、スイーパー A=225a	年5回	
		施肥		A=225a	年2回	
	園内除草(機械)	園内一円	ハンマーナイフモア、肩掛け式刈り払い機等 A=83a	年3回	刈草は適切に処分	
	園内除草(人力)	園内一円	A=400a	年3回		
	藤棚手入れ	剪定等	A=8㎡	年1回		
枯損木、枯損枝処理	園内一円	一式	適宜			
管理施設維持管理	管理事務所	美化、清掃及び火災、盗難防止等に努め、適切な維持管理を行う。		適宜		
廃棄物処理	分別処理	一般廃棄物、不燃性廃棄物の分別収集、廃棄	缶、瓶、ペットボトル等の資源廃棄物はリサイクルを実施	1回/日 (処分量に応じて適宜可)		
警備	園内	巡視パトロール		適宜		
除雪	園路、駐車場除雪	園路 駐車場 外周歩道(園路)	機械又は人力による除雪	積雪15cm以上で実施		
建築物点検	屋根つき広場	建築基準法に基づく建築物の定期点検	一級・二級建築士等による点検	敷地及び構造(3年毎) 建築設備(1年毎)		

【その他】

(危険箇所の点検)

立入禁止箇所や転落危険箇所等の危険箇所の抽出を行い、日常点検とは別に1回/月の頻度で適切な立入禁止措置が講じられているか点検を行うこと。

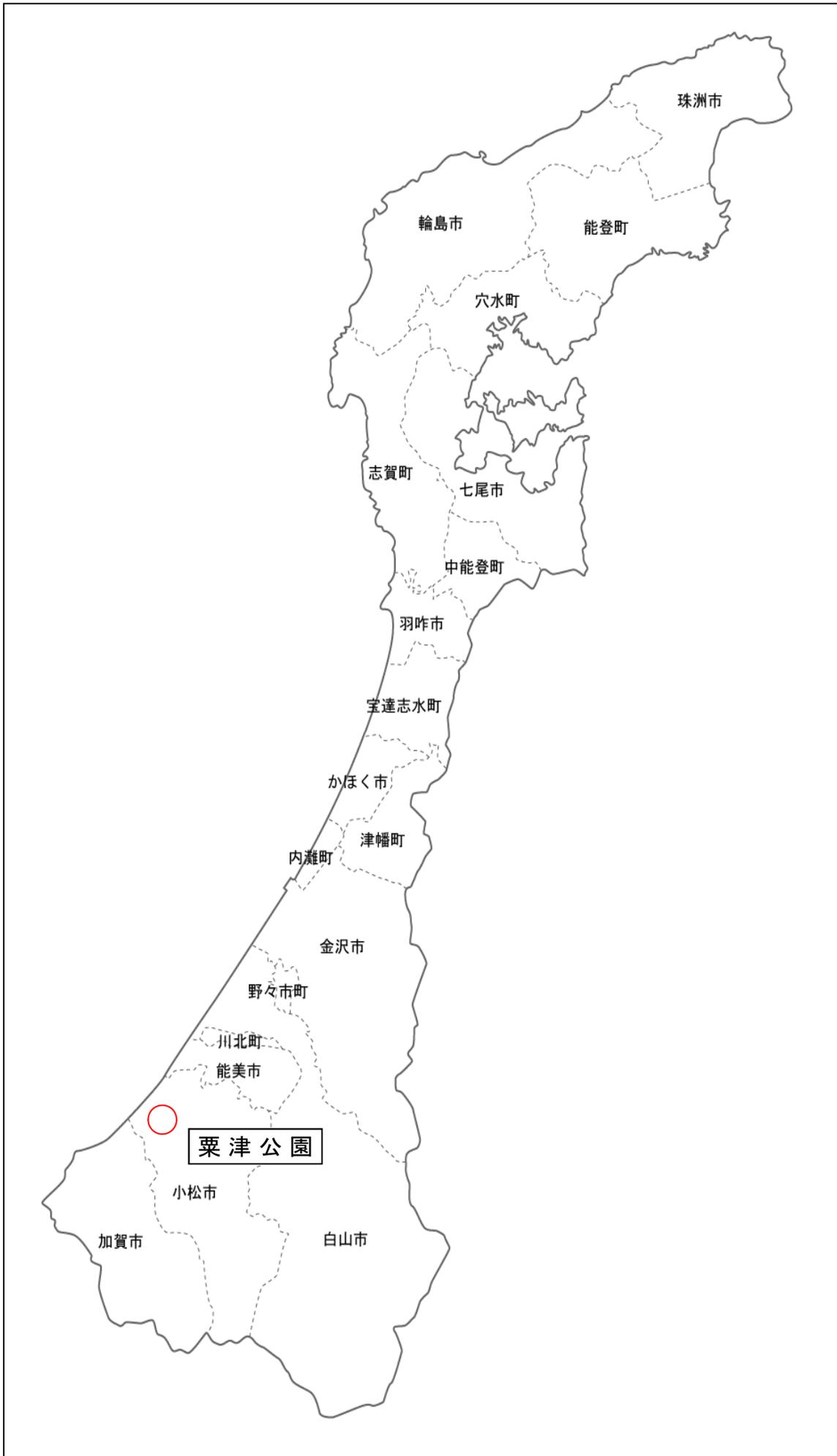
(公園施設の定期点検)

破壊・損傷が利用者の事故につながる恐れのある公園施設については、日常点検とは別に1回/年の頻度で施設の破損、腐食、ボルトのゆるみ等を確認する定期点検を行い、点検結果や写真、修繕記録を保存すること。点検対象施設については、南加賀土木総合事務所と協議のうえ決定すること。

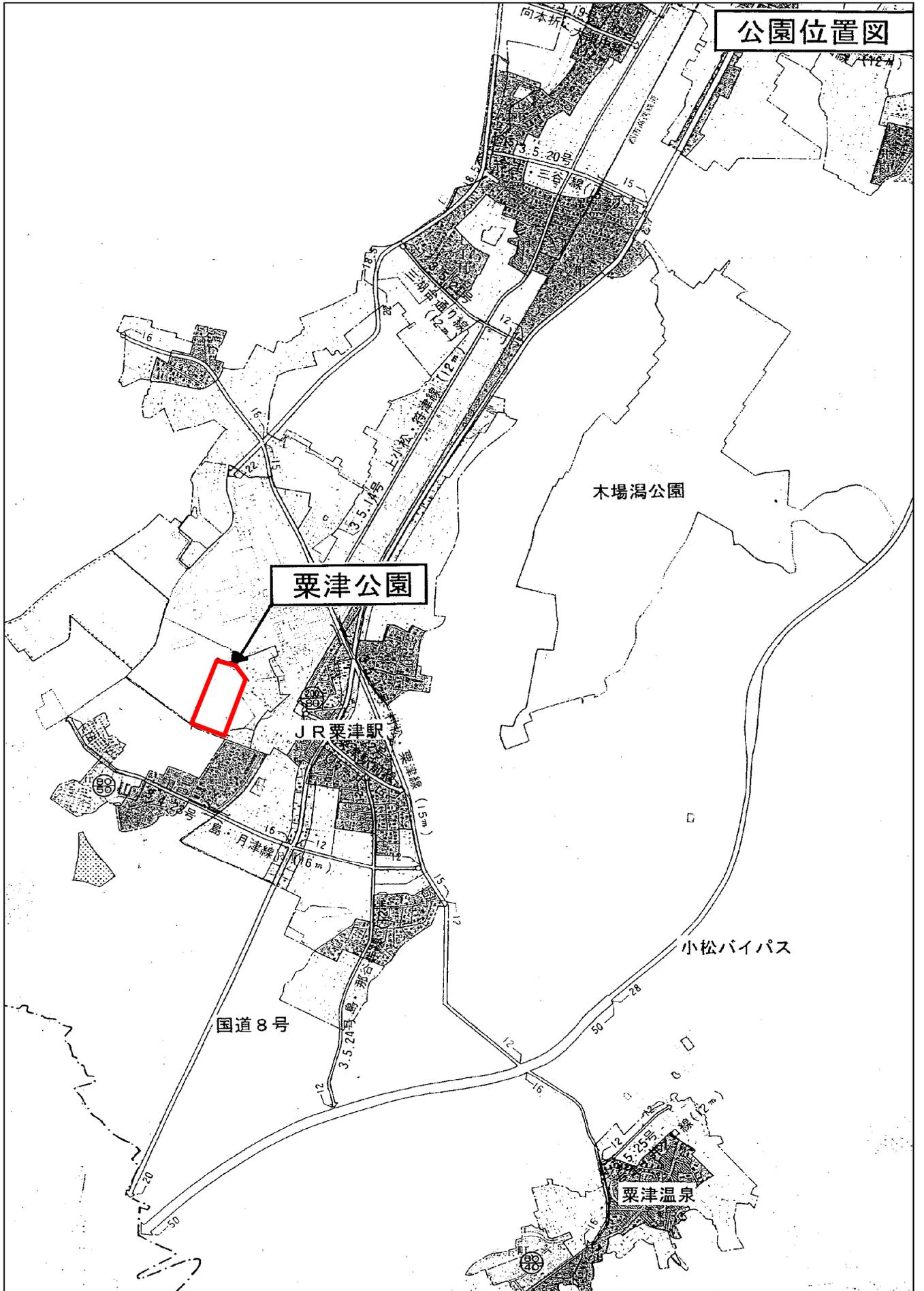
(遊具、自家用電気工作物、消防設備、建築基準法に基づく定期点検対象の建築物等の法定点検を実施している施設は除く)

別紙2 栗津公園備品一覧表

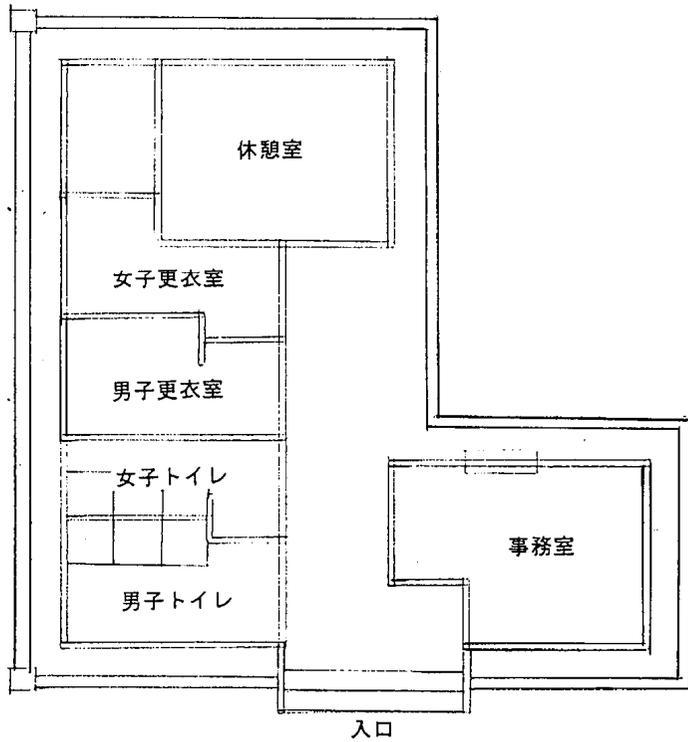
公園名	備品名	規格・構造等	数量	備考
公園管理のための備品	小型除雪機	石狩造機(株) スノーピー IZG811	1	
管理事務所等の中の備品	応接セット	テーブル、アームチェア、ソファー	1	
	テニス審判台	固定式150cm アルミ製組立式	5	
	テニスネット	asics 硬式テニスネット 1129EX	5	
	掃除機	パキウムスーパースーパー真空 TOKO6885M6	1	
	雪囲い衝立		1	
	バックネット	三和S-4991	1	



公園位置図

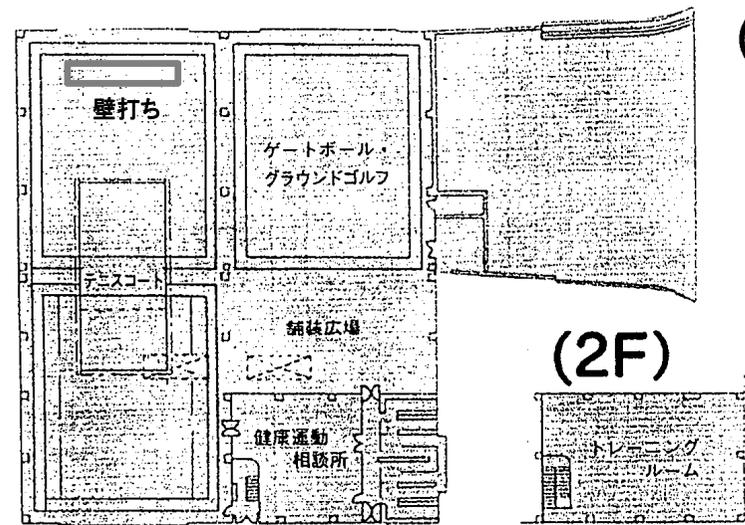


# 管理事務所平面図

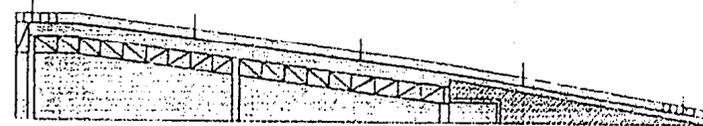


# やねつき広場平面図

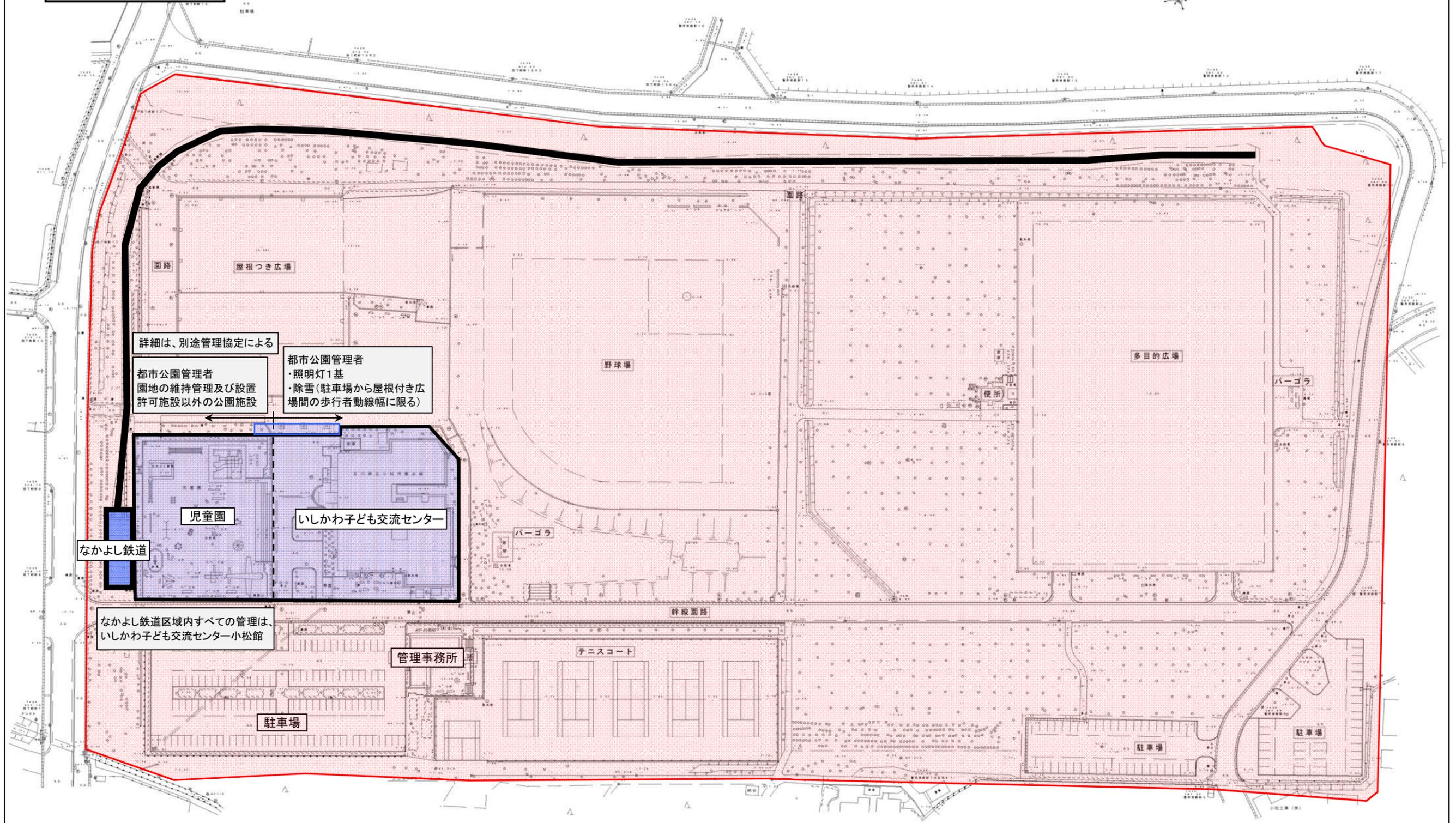
## 平面図



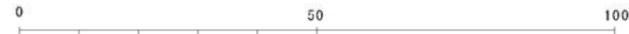
## 立面図



# 栗津公園平面図



# 栗津公園



管理区域